

境界のトラブルを 解決したい

(先祖から聞いている境界と占有状態が違うなど)
(例) 越境構造物の処理

筆界を 明らかにしたい

(土地を売りたいが分筆登記ができないなど)

境界紛争解決支援制度(ADR)

(認定土地家屋調査士と弁護士による調停合意を目指す制度)

連携

境界でお悩みの方

電話による受付

☎0776-33-2770

無料相談会

毎年10月
(県下数会場)
毎月第3水曜日
(土地家屋調査士会館)

無料▲

事前調整

有料▼

相談

土地家屋調査士と
弁護士が相談に応じます。

調停申立

土地家屋調査士調停委員2名
弁護士調停委員1名が同席
いたします。

調停

成立
調停合意書の交付

登記手続き
境界標設置

筆界特定制度

(法務局、筆界特定登記官による制度)

申請人(土地の所有者)

土地家屋調査士

代理申請

要手数料

申請

筆界特定登記官

(調査・資料収集)

意見聴取

意見書提出

関係者
(申請人・参考人など)

筆界調査委員
(土地家屋調査士他)

筆界特定(公告・通知)

福井地方法務局

福井市春山1丁目1番54号 ☎0776-22-5090

私たちが解決のお手伝いをします

協働：福井県土地家屋調査士会・福井弁護士会

境界問題相談センターふくい

〒918-8112 福井市下馬2丁目314番地

無料相談会

毎年10月
(県下数会場)
毎月第3水曜日
(土地家屋調査士会館)

☎0776-33-2770

無料相談日：毎月第3水曜日(要予約)